



2026年2月2日

各 位

会社名 大阪瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原正隆
(コード: 9532 東証プライム市場)
問合せ先 人事部人事企画チーム
マネジャー 中村公彦
(TEL. 06-6405-4524)

当社従業員に対する信託型株式報奨制度(ESOP)の導入に関するお知らせ

当社は、一定の要件を満たす管理職層の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対するインセンティブ・プラン「株式付与 ESOP 信託」（以下「本制度」といい、本制度に関して三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を、以下「本信託」といいます。）の導入を本日決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、会社業績とより連動した報奨制度で、企業価値の向上に伴う株価の上昇が対象従業員の資産形成にもつながるもので、本制度の導入により、対象従業員の会社業績への意識やエンゲージメントの向上を図ります。

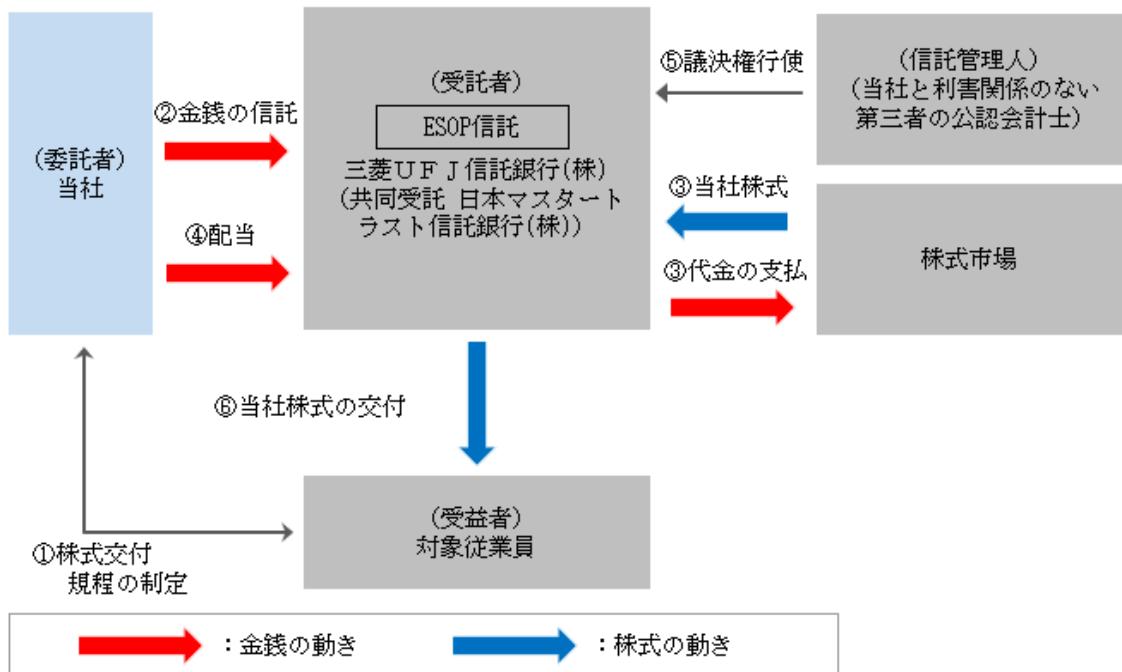
当社では、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）および執行役員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を2021年より導入済みで、本制度導入により、経営層と対象従業員がより一丸となって、当社の持続的な企業価値向上に取り組むことが期待されます。

2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の自社の株式を対象従業員に交付する制度のスキームであり、予め当社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を交付する仕組みです。

対象従業員に対しポイントを付与し、定められた勤務期間を経て受益権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。対象従業員に対し交付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、対象従業員の負担はありません。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式交付規程」に基づき対象従業員に将来交付する株式を予め取得するために、三菱UFJ信託銀行（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、受託者はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 受託者は、「株式交付規程」に従い、一定の要件を満たした対象従業員に対して、当社株式を交付します。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】本信託の概要

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社

④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
⑦信託契約日	2026年2月5日 (予定)
⑧信託の期間	2026年2月5日～2029年3月31日 (予定)
⑨制度開始日	2026年2月5日 (予定)
⑩議決権行使	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪帰属権利者	当社
⑫残余財産	帰属権利者である当社が受領出来る残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします
⑬取得株式の種類	当社普通株式
⑭取得株式の総額	300,000,000円 (予定)
⑮株式取得期間	2026年2月10日 (予定)～2026年3月19日 (予定)
⑯株式取得方法	株式市場から取得

以上